第５６号議案

八王子市立学校設置条例の一部を改正する条例設定について

八王子市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成３０年２月２６日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市立学校設置条例の一部を改正する条例

八王子市立学校設置条例（昭和３９年八王子市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>別表（第２条関係）
１　（略）
２　中学校
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>同　第三中学校</td><td>同　子安町二丁目３０番１号</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>別表（第２条関係）
１　（略）
２　中学校
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>同　第三中学校</td><td>同　子安町二丁目１８番１号</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。